

## 森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言

世界の森林問題を憂慮する私たち日本の NGO は、コピー用紙や印刷物、包装などの紙製品を利用するすべての企業や行政機関に対して、持続可能な社会の実現に向けた企業の社会的責任の観点および予防原則に基づき、紙原料生産時の環境・社会影響に配慮した紙製品の調達・購入を推進するために、古紙などの資源の有効活用を前提に、以下の 6 つの指針に沿った調達方針および具体的アクション・プランを作成・公表すること、さらに供給業者に対して同様の取り組みを要求することを求めます。また、紙製品の生産者、流通・小売業者に対しても、以下の指針に従った紙製品の生産や販売を進めていくことを求めます。

- (1) 調達しているすべての紙製品の種類・量・用途を把握するとともに、それらに使われている原料の生産地における森林管理などの情報をすべて明らかにする。また、それらの情報が明らかにならないバージンパルプ原料の紙製品は使用しない。
- (2) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、最低限合法性が確認されたものでなければならない。
- (3) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、保護価値の高い森林の生態系を破壊するものであってはならない。
- (4) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、地域住民や生産従事者の生活や権利に悪影響を及ぼしたり、利害関係者との対立や紛争が生じている地域からのものであってはならない。
- (5) 調達する紙製品のバージンパルプ原料を生産する森林経営(植林を含む)は、元来の生態系に重大な影響を与えるという点で、利害関係者との対立や紛争が生じている天然林の大規模な皆伐を行っているものや、周辺生態系に著しい悪影響を及ぼす除草剤や肥料などの薬品の使用、遺伝子組み換え樹種を使用したものであってはならない。
- (6) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、天然林、人工林にかかわらず、第三者機関によって審査され、生産から消費まで追跡可能な、信頼のおける森林認証制度により、適切な森林管理が行われているとの認証を受けた原料の利用を目指す。認証材が入手可能でない場合は、認証に向かって継続的に改善をしている森林からの原料を優先して利用する。

2004 年 10 月 6 日

提言団体：

グリーンピース・ジャパン

国際環境 NGO FoE Japan

(財)世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)

(財)地球・人間環境フォーラム

熱帯林行動ネットワーク(ATAN)

賛同団体：

AM ネット

ウータン 森と生活を考える会

FOCS (クラクワットサウンド友の会)ジャパン

古紙問題市民行動ネットワーク

サラワク・キャンペーン委員会

熱帯林行動ネットワーク名古屋

## **共同提言の背景と目的**

世界の天然林は、毎年 1250 万 ha (日本の面積の約 1/3) の減少を続けており<sup>1)</sup>、これ以外にも伐採などによる森林の劣化や植林地への転換が進んでいます。一部で森林再生の努力もされていますが、生物多様性が豊かな天然生態系に回復するには、数百年という年月が必要であり、回復できない場合もあります。世界の森林生態系保全のために、今、最も必要なのは、植林増進することよりも、まず森林減少を食い止めることです。

私たち日本人は、子供からお年寄りまで、一人当たり毎年 240kg 以上の紙を消費しています (世界平均の 4~5 倍<sup>2)</sup>)。日本の古紙利用率は世界的にもトップクラスですが、残りのバージンパルプについては、環境面で問題のあるものも多いのが事実です。日本の製紙原料の 7 割は海外からのものであり、毎年 2500 万 m<sup>3</sup> (日本の木材総需要の 3 割弱) のチップを輸入しています。

天然林の伐採に対して大きな需要圧をかけている要因のひとつに、こうした紙の利用があげられます。この需要圧を減らすために、紙そのものの使用量を節減するとともに古紙、間伐材、製材残材、農業副産物の最大限の利用が必要なのは言うまでもありません。しかし、現在、日本市場が紙の原料を調達している地域では、ここ数年で天然林そのものが消失してしまう恐れのあるところもあります。法律や規制があっても、それが実践されなかったり、また、その法律や規制内容が多く、利害関係者からみて不十分であったりする場合もあるのです。購入・調達する側からの積極的な働きかけや支援があって、初めてこうした問題が取り除かれ森林生態系保全へと向かうことができます。以下に我々が懸念している問題を簡単に紹介いたします。

### **【オーストラリア、タスマニア】**

タスマニアでは、樹齢数百年にもなるオールドグロス林を含む生態系豊かな温帯雨林という世界的に貴重な森林生態系が残されていますが、毎年 22,000ha (山手線内の面積の 3.5 倍) もの天然林が伐採されています<sup>3)</sup>。用いられている主要な伐採方法は大規模な皆伐で、主に製紙用チップとして産出され、その約 9 割が日本に向けて輸出されています。こうした木材チップ用のオールドグロス林の破壊的な伐採は、オーストラリア国民の 80% が反対しています<sup>4)</sup>。

### **【カナダ】**

カナダでは、伐採対象の 90% を原生林が占めており<sup>5)</sup>、伐採量の大部分は大規模な皆伐によるものです<sup>6)</sup>。カナダで最も伐採の進む地域のひとつであるブリティッシュコロンビア州では、皆伐や道路建設による土壌浸食や著しい水質汚染の被害を被っており、サケなどの生物や食物連鎖全体を脅かしています。また、100 万人もの先住民族の多くが亜寒帯林や温帯林に住んでいますが、政府は先住民の土地権に対する主張を解決することなしに木材大企業に伐採認可を与えている例もあります。

### **【インドネシア】**

インドネシアでは、スマトラの低地熱帯雨林が 2005 年以降すぐに消滅すると予想されています<sup>7)</sup>。同国の巨大な製紙産業は原料の多くを天然林の皆伐に依存しており、さらに 4 割の原料は違法伐

採によるとの報告もされています<sup>8)</sup>。こうした破壊的な伐採によって、野生動物が生息地を奪われ、非木材林産物の収穫場所が減り、水資源が枯渇しているだけでなく、土地を奪われて生活手段さえも失った住民もいます。

北米や欧州のビジネス界においては、数多くの企業が森林環境に配慮した紙の調達を進めています。企業が社会に対する責任であるとの認識から紙の調達方針を設けて、情報用紙から製品の包装用紙まで、調達する紙がどこの森でどのように伐採された原料で作られているのかを調べ、保護価値の高い森林からの原料を含まないように供給業者に要求しています。

## 解説

(1) 調達しているすべての紙製品の種類・量・用途を把握するとともに、それらに使われている原料の生産地における森林管理などの情報をすべて明らかにする。それらの情報が明らかにならないバージンパルプ原料の紙製品は使用しない。

事業・業務において利用されているすべての紙製品をリストアップし、製品名、量、用途、利用部署、調達先を調べる。また、リストアップしたすべての紙製品について、調達先の供給業者を通して、使用されているパルプ原料の種類、原産国、伐採地、伐採会社、樹種、森林管理の状況、合法性に関する証拠書類などの情報を入手する。

(2) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、最低限合法性が確認されたものでなければならない。

日本が紙製品や紙原料を輸入している国の中で、違法伐採が大きな問題となっている国もあることから、そのような国で産出された原料については最低限合法性を確認することが必要である。その際、合法性の確認は信頼できる第三者によって行なわれるべきである。

(3) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、保護価値の高い森林の生態系を破壊するものであってはならない。

「保護価値の高い森林」の定義は、WWF や FSC (Forest Stewardship Council 森林管理協議会) による HCVF (High Conservation Value Forest) の定義、アメリカのワイ川連合による Endangered Forest の定義などがある<sup>9)</sup>。

その内容は、固有種や絶滅危惧種などの存在する生物多様性の価値が高い森林、気候・地理・地形・生態の組み合わせにおいて世界的に希少な森林、人間の活動によって稀少となった未開発の森林、水源の保護や土壌浸食防止などの水土保持の価値が高い森林、先住民や地域社会にとって生活や健康など基本的ニーズを満たすために欠かせない森林、そして先住民や地域社会の伝統的文化を維持するために重要な森林などのことであり、これらの森林生態系を破壊するような伐採により生産された原料を使用するべきではない。

(4) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、地域住民や生産従事者の生活や権利に悪影響を及ぼしたり 利害関係者との対立や紛争が生じている地域からのものであってはならない。

植林 伐採 運搬 製造時において、地域住民の慣習的な森林の利用やアクセスに関する権利の侵害が生じたり 公害など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしたり 生産従事者の権利を侵害したり 現地の環境団体を含む利害関係者との対立や紛争、苦情が生じている地域から生産された原料を使用するべきではない。

(5) 調達する紙製品のバージンパルプ原料を生産する森林経営 (植林を含む) は、元来の生態系に重大な影響を与えるという点で、利害関係者との対立や紛争が生じている天然林の大規模な皆伐を行っているものや、周辺生態系に著しい悪影響を及ぼす除草剤や肥料などの薬品の使用、遺伝子組み換え樹種を使用したものであってはならない。

人工林は、本来、天然林への伐採圧を抑えるために、効率的な林産物生産を行うべきものである。従って、天然林の大規模な皆伐を行い、その後単一樹種による一斉造林を行うことなどは、今後避けるべきものとする。例えば FSC 認証では、1994 年以降の天然林を転換した人工林は、原則として認証の対象外となっている。

均等な品質および作業効率のみを追求しての遺伝子組み換え樹種を使ったり 成長促進や、除草、防虫・防疫のために、周辺の生態系に悪影響を及ぼすような化学薬品を使った植林地から生産された原料を使用するべきではない。周辺生態系に悪影響を及ぼす施業の例としては、この他に、土壌浸食・著しい河川水質汚濁を引き起こすような伐採、林道の敷設に伴う諸影響、および森林火災防止体制の不在等が挙げられる。

(6) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、天然林、人工林にかかわらず、第三者機関によって審査され、生産から消費まで追跡可能な、信頼のおける森林認証制度により、適切な森林管理が行われているとの認証を受けた原料の利用を目指す。認証材が入手可能でない場合は、認証に向かって継続的に改善をしている森林からの原料を優先して利用する。

現在、国際的な認証制度から地域・国ごとの認証制度まで、世界中に様々な森林認証制度があるが、生態系に破壊的な影響を及ぼす森林経営が認証されている制度もある。独立性、利害関係者の参画、透明性、トレーサビリティ、そして認証基準などの観点から、それぞれの制度を客観的に評価・判断することが必要である。現在のところ、国際的に最も信頼のおける制度は FSC の森林認証制度である。

また、認証材を入手することが困難な場合には、認証取得に向けて継続的に改善していることが信頼のできる第三者によって確認された森林からの原料を優先的に使用する。そのようなプログラムの例として、TFT (Tropical Forest Trust) の事業<sup>10)</sup>、SGS 社の認証支援プログラム (Certification Support Program) がある。

以上

## **参考・引用文献**

- 1) FAO, "State of the World's Forests 2001", 2001.
- 2) Pulp&Paper International, "PPI Annual Review", 2002.
- 3) The Wilderness Society, "Tasmanian forests strategy meeting", 1999.
- 4) 1999年7月のQuantum Harrisによる世論調査、1999年12月のMorganによる世論調査など
- 5) グリーンピース・ジャパン, 「原生林破壊買いますか?」, 1999.
- 6) グリーンピース・ジャパン, 「原生林破壊買いますか?」, 1999.
- 7) Holmes, "Deforestation in Indonesia: a view of the situation in 1999", World Bank, 2000.
- 8) Christopher Barr, CIFOR, "Profits on paper: The political-economy of fiber, finance, and debt in Indonesia's pulp and paper Industries", 2000.
- 9) FSCによるHCVFの定義:  
[http://www.fsc.org/keepout/content\\_areas/77/71/files/FSC\\_STD\\_01\\_001\\_FSC\\_Principles\\_and\\_Criteria\\_for\\_Forest\\_Stewardship\\_2004\\_04.PDF](http://www.fsc.org/keepout/content_areas/77/71/files/FSC_STD_01_001_FSC_Principles_and_Criteria_for_Forest_Stewardship_2004_04.PDF) の10ページ  
アメリカのワイ川連合によるEndangered Forestの定義:  
[http://www.forestethics.org/pdf/EF\\_Definitions\\_Wye\\_River.pdf](http://www.forestethics.org/pdf/EF_Definitions_Wye_River.pdf) (原文)  
<http://jatan.org/purchase/ef.pdf> (JATANによる部分訳)  
(いずれも2004年10月6日現在)
- 10) TFT ウェブサイト, <http://www.tropicalforesttrust.com/> (2004年10月6日現在)

## **用語説明**

### **【オールドグロス林】**

樹齢200年から1,000年の樹木が大勢を占める、生態系として成熟した森林。原生林とほぼ同じ。

### **【原生林】**

天然(自然)のままに人手が加えられていない森林。

### **【天然林】**

主として天然の力によって作られた森林。原生林と二次林が含まれる。

### **【森林減少】**

森林から他の土地利用への変換、または、長期にわたり樹冠被覆率が10%以下に減少すること。

### **【森林劣化】**

森林の一部が破壊され、生態系としての機能や森林資源の量が低下すること。

### **【皆伐】**

森林内の樹木を全て伐採する方法。その域内の生態系は完全に失われる。